

小田原市駅前広場施設の使用許可等に関する審査基準の制定について

審査基準（案）

第1 基準制定の理由

小田原市行政手続条例に基づき、小田原市が設置する駅前広場の占有・掘削許可及び当該駅前広場に設置した市が管理する乗合自動車及び営業用タクシーなどの乗降場・待機場の使用許可等を判断する際に必要な審査基準を制定するものです。

第2 対象

小田原市駅前広場条例（昭和50年小田原市条例第3号）に位置付けた、小田原駅東口広場、小田原駅西口広場、早川駅広場、鴨宮駅南口広場、鴨宮駅北口広場、国府津駅広場とする。

第3 審査基準の内容

1 占有・掘削の許可について

〔 小田原駅東口広場、小田原駅西口広場、早川駅広場、鴨宮駅南口広場、鴨宮駅北口広場、
国府津駅広場 〕

小田原市道路占有許可基準（平成26年9月1日制定）に準ずる。

2 乗合自動車の乗降場の使用許可について

〔 小田原駅東口広場、小田原駅西口広場、鴨宮駅南口広場 〕

(1) 使用許可の申請をしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

ア 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業（乗合自動車事業）の許可を受け1年以上経過し、現に営業を行っていること。

イ 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ウ 駅前広場を管理・運用している鉄道事業者の構内運送営業の承認を得ていること。（鴨宮駅南口広場を除く。）

エ 降車場を使用しようとする者にあつては、乗車場の許可を得た者であること。

オ 上記アからエまでの条件を満たした法人及びそれに準ずる団体等又は上記アからエまでの条件を満たした法人の連名であること。

(2) 使用許可申請が競願となった場合は、次の各号に掲げる要件にて優先順位を審査する。

- ア 市内に営業所があること。
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 当該駅前広場への発着数が多いこと。
- エ 既に得た使用許可の更新であること。

(3) その他

- ア 同一乗降場を複数の者で使用しようとする場合は、申請者全員の同意があれば複数に許可を与えることができる。
- イ 既に第三者が許可を受けている乗降場を使用しようとする場合は、当該許可を受けている全ての者の同意があれば新たに許可をすることができる。ただし、運行状況に支障がないと認められる場合その他市長が必要と認める場合は、当該許可を受けている全ての者の同意がない場合でも許可することができる。

3 営業用タクシー乗車場の使用許可について

〔 鴨宮駅南口広場 〕

乗車場の使用にあつては、営業用タクシーの待機場の許可を得た者とする。

4 公共用乗降場の使用許可について

〔 小田原駅西口広場 〕

(1) 使用許可の申請をしようとする者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- ア 公共団体
- イ 公共団体が支援する事業（公共団体が支援する理由及び内容並びに許可に関する意見を申請書に付しているもの）の実施主体

(2) 使用許可申請が競願となった場合は、次に掲げる要件にて優先順位を審査する。

- ア 小田原市が事業主体であること。
- イ 小田原市が支援する事業の実施主体であること。
- ウ 既に得た使用許可の更新であること。

(3) その他

- ア 同一乗降場を複数の者で使用しようとする場合は、申請者全員の同意があれば複数に許可を与えることができる。
- イ 既に第三者が許可を受けている乗降場を使用しようとする場合は、当該許可を受けている全ての者の同意があれば新たに許可をすることができる。ただし、運行状況に支障がない

と認められる場合その他市長が必要と認める場合は、当該許可を受けている全ての者の同意がない場合でも許可することができる。

5 営業用タクシー待機場場の使用許可について

〔 小田原駅東口広場、鴨宮駅南口広場、国府津駅広場 〕

- (1) 使用許可の申請をしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
 - ア 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業（営業用タクシー事業）の許可を受け1年以上経過し、現に営業を行っていること。
 - イ 小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - ウ 駅前広場を管理・運用している鉄道事業者の構内運送営業の承認を得ていること。（鴨宮駅南口広場を除く。）
 - エ 上記アからウまでの条件を満たした法人及びそれに準ずる団体等又は上記アからウまでの条件を満たした法人の連名であること。
- (2) 使用許可申請が競願となった場合は、次に掲げる要件にて優先順位を審査する。
 - ア 市内に営業所があること。
 - イ 市税の滞納がないこと。
 - ウ 既に得た使用許可の更新であること。ただし、当該駅前広場（鴨宮駅南口広場にあつては、鴨宮駅北口広場）に係る構内運送営業の承認台数に変更があつた場合は、この限りでない。
- (3) その他
 - ア 同一待機場場を複数の者で使用しようとする場合は、申請者全員の同意があれば複数に許可を与えることができる。
 - イ 既に第三者が許可を受けている待機場場を使用しようとする場合は、当該許可を受けている全ての者の同意があれば新たに許可をすることができる。ただし、運行状況に支障がないと認められる場合その他市長が必要と認める場合は、当該許可を受けている全ての者の同意がない場合でも許可することができる。
- (4) 使用許可台数の割当て
使用許可の申請の台数の合計が待機場場の使用することができる台数を上回る場合は、当該駅前広場（鴨宮駅南口広場にあつては、鴨宮駅北口広場）に係る当該申請者の構内運送営業の承認台数をドント方式により配分し、許可台数を割り当てることとする。なお、計算結果が同値になった場合には、くじ引きにより決定する。

(計算例)

待機場数：3台 申請者A社 構内運送営業承認台数：25台

申請者B社 構内運送営業承認台数：10台

申請者C社 構内運送営業承認台数：5台 の場合

申請者	承認台数	÷ 1	÷ 2	÷ 3	割当て数
A社	25	① 25.0	② 12.5	8.333	2
B社	10	③ 10.0	5.0	3.333	1
C社	5	5.0	2.5	1.666	0

第4 適用年月日

平成 年 月 日